

お知らせ

- 今後の取り組み**
- ①原子力防災訓練の実施
例年行っている「長浜市総合防災訓練」で原子力防災訓練も盛り込んで実施します。
 - ②啓発用パンフレットの作成
退避・避難措置を行う場合に注意すべき内容等をわかりやすくまとめたパンフレットを作成し配布します。
 - ③行動マニュアルの作成
退避・避難措置における行動マニュアルを作成します。

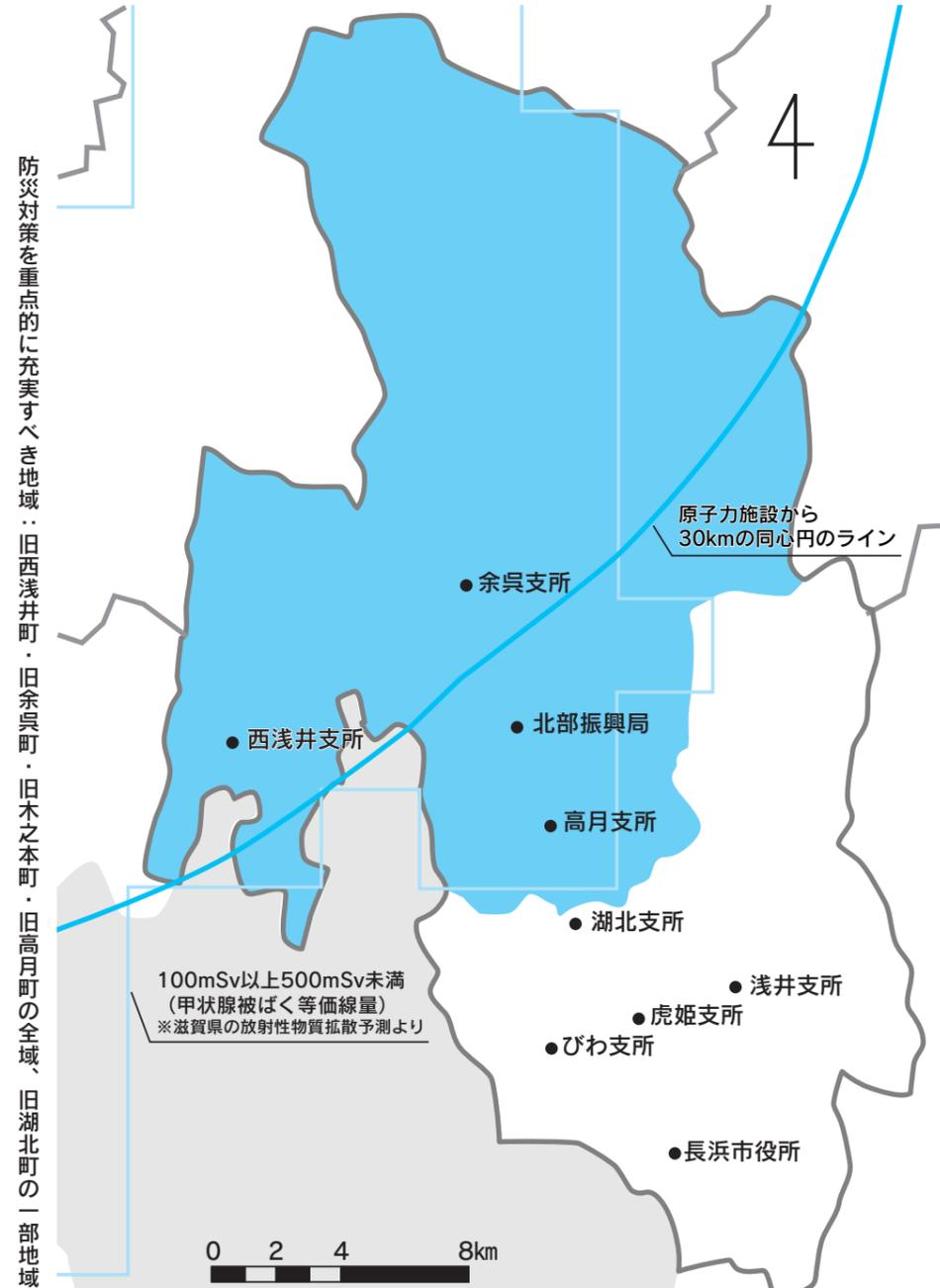
■計画の主な内容
計画は、目的、位置づけ、前提となる事象の想定等の基本的事項のほか、市が日ごろから取り組む原子力防災対策や事故が起きたときの対応について、概ね次のような内容で構成しています。

○平常時の準備
災害応急体制の整備、防災関係機関・消防団・自治会・自主防災組織等との連携、災害時要援護者の避難の支援体制の整備、住民が緊急時にとるべき行動の周知、防災訓練の実施、防護対策のために必要となる情報の収集、防護資機材等の整備

○退避等の措置が指示されるまで
緊急時の情報収集・連絡、活動体制の確立、住民等への情報伝達・相談活動、退避措置等の決定

長浜市原子力災害対策計画

(退避・避難措置対策)を策定しました



東京電力福島第一原子力発電所の重大な原子力事故を受け、長浜市でも住民避難を視野に入れた原子力災害に対する計画が必要となり、昨年度に有識者による原子力災害対策計画検討委員会を立ち上げ、「原子力災害対策計画(退避・避難措置対策)」をとりまとめました。

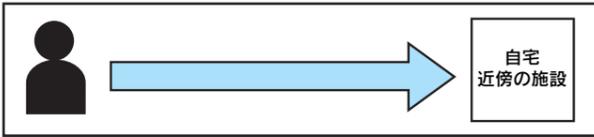
■市における防災対策を重点的に充実すべき地域
「防災対策を重点的に充実すべき地域」は、これまで原子力発電所から8〜10kmを目安に設定されていたため、市域にはありませんでした。
本計画では、※1「緊急時防護措置を実施すべき区域(UPZ)」や県が示す※2「屋内退避が必要なレベルの線量となった区域」を踏まえ、総合的に考え、上図のように設定しました。

※1 原子力安全委員会が示す「原子力発電所防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」による。
※2 県が独自に行った環境放射性物質拡散予測シミュレーション結果による。

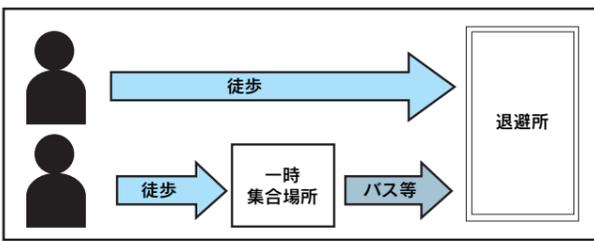
退避・避難措置

万が一、近くの原子力施設の事故等が発生した場合は、その放出される放射線の予測線量等にもとづき、市民の皆さんには、防災無線等で次のような行動を呼びかけることがあります。

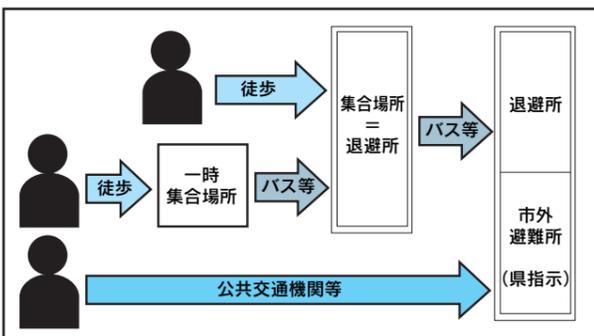
①屋内退避
予測線量があまり高くないときに、家屋内への退避を呼びかけます。



②コンクリート屋内退避
屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断した場合は、指定のコンクリート建家への退避を呼びかけます。



③避難
十分な時間的余裕があり、長期間にわたり放射性物質の放出が予想され、しかも避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合にのみ避難を呼びかけます。



詳しい内容については、市ホームページに掲載しています。

防災危機管理課 原子力安全対策室 (☎65-6555)